

議案第91号

入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

条例 別記のとおり

令和4年11月29日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関し必要な事項を定め、災害の発生を防止し、良好な環境及び景観を保全するため、新たに条例を制定したいので、この案を提出するものである。

入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関し必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な環境及び景観の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を設置し（設置に伴う木竹の伐採、切土、盛土、埋土その他の造成工事を含む。）、又は管理運用することをいう。
- (3) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電事業を行う一団の土地をいい、同一の事業者が、次のいずれかに該当する土地において、同時期又は近接した時期に太陽光発電事業を行う場合については、同一の事業区域とみなす。
 - ア 道路等で分断された土地
 - イ 隣接した土地
 - ウ 近接した土地
- (5) 市民等 市内に居住、通勤又は通学をする者並びに市内に所在する法人及び団体をいう。
- (6) 地域住民等 事業区域の境界から50メートル以内の区域の土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者及び当該区域を含む自治会をいう。

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、次に掲げる太陽光発電設備については、適用しない。

- (1) 第8条第1項の抑制区域の外に設置する発電出力10キロワット未満のもの
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- (3) 防犯灯、道路標識等公共のインフラ機器に附属して設置するもの

(4) 前三号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を講じるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、地域住民等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

3 事業者は、太陽光発電事業の実施に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

4 事業者は、太陽光発電設備を維持管理する費用及び撤去するために必要な費用を確保しなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、第1条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

(事前協議)

第7条 事業者は、第11条第1項の規定による届出を行おうとするときは、事業計画についてあらかじめ市と協議を行わなければならない。

(抑制区域)

第8条 市長は、災害の発生の防止並びに良好な環境及び景観の保全のため、次の各号に規定する区域のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該区域を太陽光発電設備の設置が望ましくない区域（以下「抑制区域」という。）として指定するものとする。

(1) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域

(2) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域

(3) 住宅との隣接地など、太陽光発電事業により地域住民等の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがある区域

(4) 本市を象徴する魅力的な景観として良好な状態を保全する必要がある区域

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める区域

2 事業者は、抑制区域を事業区域に含めてはならない。

(同意)

第9条 事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、市長の同意を得るものとする。

2 前項の場合において、市長は、第11条第1項の規定による届出を審査し、災害の発生の防止並びに良好な環境及び景観の保全上支障がないと認めるときは、同意するものとする。

3 市長は、前項の規定による同意に、第1条の目的を達成するために必要な意見を付すことができる。

4 前三項の規定は、第11条第2項の規定による事業計画の変更について準用する。

(地域住民等への説明)

第10条 事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、次条第1項の規定による届出の前に、地域住民等に対し、当該事業に関する説明会を実施しなければならない。

2 事業者は、地域住民等から意見又は要望が出された場合は、協議を行い、適切に対応しなければならない。

3 事業者は、説明会を実施した後、実施内容について、市長に報告しなければならない。

(届出)

第11条 事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、太陽光発電設備の設置工事に着手する日の60日前までに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を行った事業者は、事業計画を変更するときは、変更する日の30日前までに市長に届け出なければならない。

3 事業者は、太陽光発電設備の設置工事が完了したときは、完了日から起算して10日以内に市長に届け出なければならない。

4 事業者は、太陽光発電設備の運転を開始しようとするときは、運転を開始する日の30日前までに市長に届け出なければならない。

5 事業者から事業譲渡等によりその地位を承継した者は、地位を承継した日から起算して10日以内に市長に届け出なければならない。

6 事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、廃止日から起算して30日以内に市長に届け出なければならない。

7 事業者は、第14条の規定による撤去及び処分が完了したときは、処分の完了日から起算して30日以内に市長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第12条 事業者は、太陽光発電事業の実施に際しては、規則で定める太陽光発電設備の設置等に関する事項を遵守しなければならない。

(適正な管理)

第13条 事業者は、太陽光発電設備を適正に管理するとともに、当該設備の稼働状況並びに撤去及び処分に係る費用の確保の状況について、毎年度4月末日までに市長に報告しなければならない。

2 事業者は、落雷、洪水、台風、地震その他の自然災害、火災等の人為的災害その他非常事態が発生した場合であって、事業区域及びその周辺への被害が発生するおそれがあるとき又は発生したときは、直ちに必要な処置及び対策を講じるとともに、市長に報告しなければならない。

3 前二項に規定する場合のほか、事業者は、地域住民等の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるときは、必要な処置及び対策を講じるとともに、市長に報告しなければならない。

(太陽光発電事業の廃止等)

第14条 事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、環境省が示す太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインその他の関係法令等に基づき、速やかに太陽光発電設備を撤去し、適正に処分しなければならない。

(報告及び立入調査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指導、助言又は勧告)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し必要な措置を講じるよう指導

又は助言を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該事業者に対し期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 第9条第1項の同意を得ず太陽光発電設備の設置工事に着手したとき。

(2) 第11条の規定による届出を怠ったとき又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 第12条の規定による遵守事項に違反したとき。

(4) 第13条又は第14条に規定する処置等を怠ったとき。

(5) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

3 前二項の規定により指導、助言又は勧告を受けた事業者は、是正が完了したときは、市長に報告しなければならない。

(公表)

第17条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所（法人の場合は主たる事務所の名称、代表者の氏名及び所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(国及び県への報告)

第18条 市長は、前条の規定による公表後、公表した内容を国及び県へ報告することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前において、現に太陽光発電設備の設置工事に着手している事業者に対する第11条第1項の規定の適用については、同項中「太陽光発電設備の設置工事に着手する日の60日前までに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。この場合において、第7条、第9条第1項及び第10条第1項の規定は適用しない。

3 この条例の施行の日から60日を経過する日までの間に太陽光発電設備の設置工事に着手する事業者に対する第11条第1項の適用については、同項中「太陽光発電設備の設置工事に着手する日の60日前までに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。